住 宅 改 修 の支援

こんなことで困っていませんか？

そんな時は！ → 住環境でお困りの高齢者に
生活環境を整えるための工事費用を助成しています。

対 象 工 事

※ 新築・増築は対象外です。
※ 対象者の状況によって対象工事は異なります。
詳しくは、保険福祉課高齢福祉係（72-1845）へお問い合わせください。

利用の流れ

助成を受けるには、必ず工事着工前に申請を行ってください。着工後の申請は、できません。

誰が	申請者	町	申請者	申請者	町
何を	書類をそろえて、町に申請。 ・申請書 ・所得調査同意書 ・工事見積書 ・改修前後の平面図 ・改修箇所の写真	申請内容を審査 ↓ 助成内容の決定 (決定通知書が送付されます)	工事着工 ↓ 終了	書類をそろえて、町に報告。 ・着工(完了)届出書 ・改修前後の平面図 ・改修前後の写真 ・領収書の写し (・町への請求書)	審査後、助成金額が決定。指定の口座に助成額を支払います。

＜スタート＞ → ＜ゴール＞

対象者と助成額

☆スタート☆

対象の高齢者は、入院や施設に入所していますか？

はい

※退院の見込みがある場合は、ご相談ください。

いいえ

あなたの世帯は、所得税が課税されていますか？

はい

町補助金の助成対象ではありません。
（※所得税課税世帯でも、介護認定を受けておられる方は、介護保険の住宅改修制度が利用できます。）

いいえ

あなたは、高齢者（65 歳以上）またはその同居家族ですか？

いいえ

はい

対象の高齢者は介護保険の認定（要支援・要介護）を受けていますか？

はい

対象工事費 ①～⑤
対象工事費の上限 **９０万円**
（介護保険の 20 万円含む）
助　成　額 **対象工事費の 2／3**

※まずは、介護保険の制度を利用してください。介護保険での助成を控除した額が対象になります。

いいえ

介護予防・生活支援サービス事業対象者ですか？(詳しくは役場までお問い合わせください)

はい

対象工事費 ①～⑤
対象工事費の上限 **４５万円**
助　成　額 **対象工事費の 2／3**

いいえ

対象工事費 ①、⑤
対象工事費の上限 **４５万円**
助　成　額 **対象工事費の 2／3**

障害者手帳をお持ちの人は、別途助成制度があります。

対象者　①および②に当てはまる人。

①身体障害者（肢体・視覚障害　１・２級）、療育手帳（A）、内部障害で補装具費による車椅子支給を受けている方

②所得税額 287,500 円以下の世帯

詳しくは、役場保険福祉課・地域福祉係まで